

不適正な取引行為 5分類 50項目

1 契約勧誘に関する行為

事業者による勧誘行為は、事業者と消費者にとって最初のステップであり、消費者が契約を決めるには、正しい情報が得られ、主体的に判断できることが必要です。事業者が消費者にごまかしや偽りで近づいたり、必要な情報を提供しなかったり、また、強引に勧誘するような行為は許されません。

1 販売の意図を隠す

商品またはサービス（以下、商品等という）の契約が目的であるのに、それ以外のことが目的のように思わせるような言動や広告によって消費者に接近、誘引し、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



2 優良・有利と偽る

商品等の安全性や内容、取引条件など、契約するかどうかの判断に影響を及ぼす重要な事項（以下「商品等に関する重要事項」という）について、実際よりも著しく優良、有利であるように消費者を誤認させるような言動や広告によって誘引し、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



3 重要事項を隠す

商品等に関する重要事項で、事業者が知っている情報や知っているべき情報を消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



4 重要事項を誤認させる

商品等に関する重要事項について、事実と異なる情報や消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



5 不確実事項を断定する

商品等に関する重要事項のうち、将来、変動するかもしれない不確実な事項について消費者に断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



6 義務であると偽る

商品等の購入や利用が、法令などにより義務づけられていると消費者を誤認させるような言動によって、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



7 公的機関を装う

公的な機関や著名な法人、その他の団体（以下「公的な機関等」という）の職員であると消費者を誤認させるような言動によって、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



8 公的機関の許可を装う

公的な機関等または個人の許可、認可、後援、委託などを受けていると消費者を誤認させるような言動や広告によって誘引し、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。

